

事務連絡

平成 29 年 5 月 12 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正概要について

平素から、産業廃棄物行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）で示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）が公布されました。改正政令において廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については本年 10 月 1 日より施行されます。

関連する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等は本年 6 月中に公布の予定ですが、公布に先立ちまして、改正概要（産業廃棄物関係）を別紙のとおりお送りします。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布後に、貴部局に対し施行通知を改めて発出する予定です。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室
服部、光山、酒井
電話：03-5501-3157
E-mail：hairi-tekisei@env.go.jp

水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正概要 (産業廃棄物関係)

(略称)

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

1 特別管理産業廃棄物の処分基準の追加

(1) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る処分基準

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める方法により硫化及び固型化することとし、同方法は以下のとおりとする。

① 硫化に関する基準は以下のとおりとする。

ア 硫化を行う廃水銀等については、あらかじめ、精製設備を用いて水銀を精製すること。

イ 精製した水銀については、採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留して不純物を除去した水銀の重量の割合が 99.9% 以上であること若しくは採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留後の残留物の重量の割合が 0.1 パーセント以下であること又はこれと同等以上の水銀の純度であること。

ウ 硫化設備を用いて、精製した水銀を次により硫化すること。

・ 硫黄と水銀とのモル比が 1.05 以上 1.10 以下であること。

・ 硫化に用いる硫黄は粉末状のものとし、その純度は 99.9% 以上であること。

② 固型化に関する基準は以下のとおりとする。

ア 固型化設備を用いて硫化水銀を固型化すること。

イ 固型化する硫化水銀は、①に定める基準に適合する方法により硫化したものであること。

ウ 結合材は改質硫黄（粉末状の硫黄と添加剤を混合・溶融することにより硫黄と添加剤とを反応させ高分子化したもの）とし、その配合量は、硫化水銀 1 kg 当たり 1 kg 以上であること。

③ 改質硫黄固型化物の強度、形状及び大きさは、「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和 52 年環境庁告示第 5 号）」における従来の規定の例による。

同方法により処理したもの（以下「廃水銀等処理物」という。）のうち、環境省令で定める判定基準に適合しないもの（以下「基準不適合廃水銀等処理物」という。）については、遮断型最終処分場（令第 7 条第 14 号イに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）において処分すること。環境省令で定める判定基準に適合するもの（以下「基準適合廃水銀等処理物」という。）については、管理型最終処分場（令第 7 条第 14 号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）において処分することができるが、その場合には、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそ

れのないように環境省令で定める必要な措置を講ずることとする。

(2) 環境省令で定める判定基準

上記(1)中、環境省令で定める判定基準（水銀の溶出についての基準。以下「判定基準」という。）は以下のとおりとする。また、検定方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」の埋立処分を行おうとする汚泥等の方法と同じである。

アルキル水銀化合物：アルキル水銀化合物につき検出されないこと。

水銀又はその化合物：検液1Lにつき水銀0.005mg以下

(3) 環境省令で定める必要な措置

上記(1)中、環境省令で定める必要な措置は以下のとおりとする。

- ① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。
- ② 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。
- ③ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。
- ④ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

2 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、設置の際に都道府県知事（政令で定める市の市長を含む。以下同じ。）の許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加するとともに、生活環境影響調査等の公告縦覧や市町村の意見聴取等の手続きを要する令第7条の2の産業廃棄物処理施設に指定することとする。

(1) 廃水銀等の硫化施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準の追加

廃水銀等の硫化施設について、産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。）の全てに共通する技術上の基準及び維持管理の技術上の基準に加え、以下の基準を追加することとする。

① 技術上の基準

- ア 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防
止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、
水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
 - ・ 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設け
られていること。

- ・ 外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。
 - ウ 排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる水銀ガス処理設備が設けられていること。
- ② 維持管理の技術上の基準
- ア 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。
 - イ 外気と遮断されていない反応設備にあっては、反応中は、反応設備内を負圧に保つこと。
 - ウ 水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項の追加

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項に、廃水銀等の硫化施設については、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を追加する。

(3) 都道府県知事への届出を要する産業廃棄物処理施設の変更事項の追加

都道府県知事への届出を要する産業廃棄物処理施設の変更事項に、廃水銀等の硫化施設については、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を追加する。

(4) 公表すべき維持管理の状況に関する情報の追加

公表すべき維持管理の状況に関する情報として、廃水銀等の硫化施設については、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を定めることとし、また、その公表期間は、処分した翌月の末日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間とする。

(5) 維持管理に関して記録する事項の追加

維持管理に関して記録する事項として、廃水銀等の硫化施設については、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を定めることとし、また、その記録を、処分した翌月の末日までに備え置くこととする。

3 廃水銀等の処分に係る特別管理産業廃棄物処分業

(1) 産業廃棄物処分業等の優良認定の基準の追加

産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の優良認定の基準におけるインターネットを利用する方法により公表する事項のうち、直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報として、廃水銀等の硫化施設について、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を追加する。

(2) 特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準の追加

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分（埋立処分を除く）を業として行う場

合の施設に係る基準として、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であって、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものと有することを追加する。

4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加

排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものが産業廃棄物となつたものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等とそれぞれ定義し、水銀等の大気への飛散防止、排出抑制等を講ずることとする。

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の対象

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となつたものとする。

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）」第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品のうち表 1 に掲げるものの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（表 1 の右欄に×印のあるものに係るものと除く。）
- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

表 1 水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず

水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

| | |
|----------------------------------|---|
| 1 水銀電池 | |
| 2 空気亜鉛電池 | |
| 3 スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。） | × |
| 4 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。） | × |
| 5 HIDランプ（高輝度放電ランプ） | × |
| 6 放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く。） | × |
| 7 農薬 | |
| 8 気圧計 | |
| 9 湿度計 | |
| 10 液柱形圧力計 | |
| 11 弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。） | × |
| 12 圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。） | × |
| 13 真空計 | × |
| 14 ガラス製温度計 | |
| 15 水銀充満圧力式温度計 | × |
| 16 水銀体温計 | |
| 17 水銀式血圧計 | |
| 18 温度定点セル | |

| | |
|-----------------------------|---|
| 19 顔料 | × |
| 20 ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。) | |
| 21 灯台の回転装置 | |
| 22 水銀トリム・ヒール調整装置 | |
| 23 水銀抵抗原器 | |
| 24 差圧式流量計 | |
| 25 傾斜計 | |
| 26 周波数標準機 | × |
| 27 参照電極 | |
| 28 握力計 | |
| 29 医薬品 | |
| 30 水銀の製剤 | |
| 31 塩化第一水銀の製剤 | |
| 32 塩化第二水銀の製剤 | |
| 33 よう化第二水銀の製剤 | |
| 34 硝酸第一水銀の製剤 | |
| 35 硝酸第二水銀の製剤 | |
| 36 チオシアノ酸第二水銀の製剤 | |
| 37 酢酸フェニル水銀の製剤 | |

備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。

(2) 水銀含有ばいじん等の対象

水銀含有ばいじん等の対象は、次のとおりとする。

- ① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さいについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さい 1kg につき 15mg を超えて含有するもの
- ② 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ 1L につき 15mg を超えて含有するもの

(3) 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、水銀使用製品産業廃棄物を破碎することのないよう、当該水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

また、積替え又は保管を行う場合にも、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(4) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の産業廃棄物の一般的な処分に係る処理基準に加え、以下の基準を設ける。

- ① 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ② 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等のうちこれらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものについては、あらかじめ環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(5) 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の対象

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等のうち、処分又は再生を行う場合に、あらかじめ水銀を回収する対象は、次のとおりとする。

- ① 水銀使用製品産業廃棄物のうち、表 2 に掲げるものが産業廃棄物となったもの
- ② 水銀含有ばいじん等については以下のもの
 - ・ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さいについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉛さい 1kg につき 1,000mg 以上含有するもの
 - ・ 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）

を当該廃酸又は廃アルカリ 1Lにつき 1,000mg 以上含有するもの

表 2 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの

| | |
|-------------------------|------------------|
| 1 スイッチ及びリレー | 11 水銀式血圧計 |
| 2 気圧計 | 12 灯台の回転装置 |
| 3 湿度計 | 13 水銀トリム・ヒール調整装置 |
| 4 液柱形圧力計 | 14 差圧式流量計 |
| 5 弹性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。） | 15 浮ひょう形密度計 |
| 6 圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。） | 16 傾斜計 |
| 7 真空計 | 17 積算時間計 |
| 8 ガラス製温度計 | 18 ひずみゲージ式センサ |
| 9 水銀充満圧力式温度計 | 19 電量計 |
| 10 水銀体温計 | 20 ジャイロコンパス |
| | 21 握力計 |

(6) 水銀回収方法

水銀回収を義務付ける対象である水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等から水銀を回収する方法は以下のとおりとする。

① 水銀使用製品産業廃棄物については以下のいずれかの方法

- ・ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物に封入された水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法

② 水銀含有ばいじん等については以下の方法

- ・ ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

(7) 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外

水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から明確に除外するための規定をおくこととする。

(8) 産業廃棄物保管基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の一般的な産業廃棄物保管基準に加え、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとする。

5 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加

従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物（令第2条の4第5号へ、チ（1）又はル（1）に掲げる廃棄物）のうち以下のものの処分又は再生を行う場合には、従来の特別管理産業廃棄物に係る処理基準に加え、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ水銀を回収することとし、その水銀回収方法は上記4（6）②の水銀含有ばいじん等の水銀回収方法と同じとする。

- ・ 鉛さい、ばいじん又は汚泥については、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該鉛さい、ばいじん又は汚泥1kgにつき1,000mg以上含有するもの
- ・ 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ1Lにつき1,000mg以上含有するもの

6 管理型最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加

廃水銀等処理物を埋め立てた最終処分場について、一般的な維持管理基準及び廃止基準に加え、以下の基準を設けることとする。ただし、施行の際現に埋め立てられている廃水銀等処理物については、従前の例によることとする。

- ・ 維持管理基準として、埋め立てる廃水銀等処理物についての記録及び埋立位置を示す図面を処分場の廃止までの間、保存すること。
- ・ 廃止基準として、埋め立てた廃水銀等処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

7 最終処分場における埋立後の状況の把握

廃水銀等処理物の最終処分場における埋立後の状況を把握することにより、廃水銀等処理物の適正な管理を可能とするため、次の改正を行った。ただし、施行の際現に埋め立てられている廃水銀等処理物については、従前の例によることとする。

- ① 最終処分場の設置者は、埋立処分の終了の届出の際に、埋め立てた廃棄物に廃水銀等処理物が含まれる場合は、その旨を記載した届出書を都道府県知事に提出すること。
- ② 最終処分場の設置者は、最終処分場の廃止の確認の申請の際に、廃水銀等処理物が埋め立てられている場合は、その旨を記載した申請書を都道府県知事に提出すること。また、廃水銀等処理物が埋め立てられている位置を示す図面を添付すること。
- ③ 都道府県知事は、法第19条の11に規定する届出台帳に、埋め立てた廃棄物が廃水銀等処理物を含む場合は、当該廃水銀等処理物の量を記載すること。また、廃水銀等処理物が地下にある場合にあっては、届出台帳の図面に、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を追加すること。
- ④ 都道府県知事は、法第15条の18に規定する指定区域台帳の帳簿に、地下にある廃棄物が廃水銀等処理物を含む場合は、当該廃水銀等処理物の数量を記載すること。また、廃水銀等処理物が地下にある場合にあっては、指定区域台帳の図面

に、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を追加すること。

- ⑤ 指定区域内において土地の形質変更を行おうとする者が都道府県知事に届出を行う際、地下にある廃棄物が廃水銀等処理物を含む場合は、届出書にその旨を記載し、当該廃水銀等処理物の位置を示す図面を添付すること。また、都道府県知事は、土地の形質変更を行う際に、水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないように必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

8 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の適正な処理を確保するため、次の①から⑬まで（関連する様式含む）に関して、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨の記載を行うこととする。

- ① 産業廃棄物の積替えのための保管場所の掲示板（規則第7条の3）
- ② 産業廃棄物処分等のための保管場所の掲示板（規則第7条の5）
- ③ 産業廃棄物保管基準（保管場所の掲示板）（規則第8条）
- ④ 委託契約に含まれるべき事項（規則第8条の4の2）
- ⑤ 事業者の帳簿の記載事項（規則第8条の5）
- ⑥ 産業廃棄物管理票の交付（規則第8条の20）
- ⑦ 産業廃棄物管理票の記載事項（規則第8条の21）
- ⑧ 産業廃棄物管理票交付者の報告書（規則第8条の27）
- ⑨ 管理票交付者が講ずべき措置（規則第8条の29）
- ⑩ 情報処理センターへの登録手続（規則第8条31の2）
- ⑪ 情報処理センターへの登録事項（規則第8条の32）
- ⑫ 情報処理センターによる報告（規則第8条の36）
- ⑬ 電子情報処理組織使用事業者の報告（規則第8条の38）
- ⑭ 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（規則第9条の2）
- ⑮ 産業廃棄物収集運搬業の優良認定の基準（規則第9条の3）
- ⑯ 産業廃棄物収集運搬業許可証（規則第10条の2）
- ⑰ 産業廃棄物処分業の許可申請書（規則第10条の4）
- ⑱ 産業廃棄物処分業の優良認定の基準（規則第10条の4の2）
- ⑲ 産業廃棄物処分業許可証（規則第10条の6）
- ⑳ 承諾に係る書面の記載事項（規則第10条の6の6）
- ㉑ 再委託できる場合（委託契約に含まれるべき事項等）（規則第10条の7）
- ㉒ 処理業者の帳簿の記載事項（規則第10条の8）
- ㉓ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（規則第10条の9）
- ㉔ 産業廃棄物処理業変更の届出等（規則第10条の10）
- ㉕ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の優良認定の基準（規則第10条の12の2）

- ㉖ 特別管理産業廃棄物処分業の優良認定の基準（規則第 10 条の 16 の 2）
- ㉗ 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（規則第 11 条）
- ㉘ 産業廃棄物処理施設の許可証（規則第 12 条の 5）
- ㉙ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（規則第 12 条の 9）
- ㉚ 廃棄物輸入許可申請書（規則第 12 条の 12 の 20）
- ㉛ 廃棄物輸入報告書（規則第 12 条の 12 の 21）
- ㉜ 産業廃棄物輸出確認申請書（規則第 12 条の 12 の 25）
- ㉝ 産業廃棄物輸出報告書（規則第 12 条の 12 の 26）

なお、上記④について、施行の際現に締結されている委託契約書については、次の更新の際に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載することとする。

9 その他

（1）特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処理に係る例外規定

特別管理産業廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合並びに積替えの場所及び保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合として、以下の場合を追加する。

- ① 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ② 特別管理産業廃棄物である基準不適合廃水銀等処理物と一般廃棄物である水銀処理物（判定基準に適合しないもの。以下「基準不適合水銀処理物」という。）とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ③ 特別管理産業廃棄物である基準適合廃水銀等処理物と一般廃棄物である水銀処理物（判定基準に適合するもの。以下「基準適合水銀処理物」という。）とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

（2）特別管理一般廃棄物の処理を業として行うことができる者の追加

特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び規則第 10 条の 20 第 1 項に掲げる者のうち、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分をそれぞれ行うこととする。

（3）産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の追加

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例として遮断型最終処分場において一般廃棄物である基準不適合水銀処理物を処分する場合及び管理型最終処分場において一般廃棄物である基準適合水銀処理物を処分する場合を追加する。

併せて、上記の場合において、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出について、届出事項のうち、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量に水銀処理物の処理量を追加する。

また、上記届出に対する受理書の記載事項のうち、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類に水銀処理物を処理する旨を追加する。

(4) 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のものの再生又は処分の方法

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法(平成11年厚生省告示第148号)第4号において、蛍光管のうち水銀又はその化合物を含むものについての再生又は処分の方法として、破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについて、同号イ(2)の薬剤処理方法又は同号イ(3)のばい焼により水銀ガスを回収する方法のいずれかの方法により処理することとされているところ、以下のとおり改めることとする。

- ① 同号イ(2)の薬剤処理方法については、同号イ(1)の破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについて、水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を当該汚泥又はばいじん1kgにつき1,000mg以上含有する汚泥又はばいじんを処理する場合を除くこととする。
- ② 同号イ(3)の水銀回収方法は上記4(6)②の水銀含有ばいじん等の水銀回収方法と同じとする。

(5) 廃水銀等の対象の改正

特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る特定施設(規則別表第1に掲げる施設)を以下のとおり改めることとする。

- ① 規則別表第1の第1号中「水銀を回収するための施設」を「水銀を回収する施設」に変更する。
- ② 規則別表第1に以下の施設を追加する。
 - ・ 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
 - ・ 保健所
 - ・ 検疫所
 - ・ 動物検疫所
 - ・ 植物防疫所

- ・ 家畜保健衛生所
- ・ 検査業に属する施設
- ・ 商品検査業に属する施設
- ・ 臨床検査業に属する施設
- ・ 犯罪鑑識施設

また、規則第1条の2第5項第2号「水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀」を「水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀」に変更する。

(6) 既存の廃水銀等の硫化施設に関する経過措置

施行の際現に施行令第7条第10号の2に掲げる廃水銀等の硫化施設を設置している者は法第15条第1項の許可を受けたものとみなす。許可を受けたとみなされた者は、施行から3月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

なお、本規定により法第15条第1項の許可を受けたとみなされた施設は、施設の改善命令（法第15条の2の6）等の規定が適用される。

(7) 産業廃棄物処理業に係る許可の取扱いについて

施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、改正政令の施行をもって許可の変更を伴わない。ただし、取り扱う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むことを許可証に明記するよう改正を行うこととしたところであり、取り扱う廃棄物を明確にするため変更の届出を求めるなど適切な指導を行うよう努められたい。